

(4) 特定優良賃貸住宅建設促進税制の延長 (所得税、法人税、固定資産税)

内 容

特例措置の適用期限を2年延長する(平成16年3月31日まで)。

(参 考)

制度の概要

- ・ 所得税、法人税：割増償却 5年間30%  
(耐用年数35年以上のものは40%)
- ・ 固定資産税：120㎡相当部分につき5年間税額の3/5を減額